

昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について

昭和60年12月28日

閣 議 決 定

行政改革については、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の提言を最大限に尊重しつつ、累次にわたり、その具体化のための基本方針を閣議決定し、逐次所要の施策を実施に移してきているところであるが、これらの基本方針に基づき昭和61年度において講ずべき措置を中心とする当面の行政改革の実施方針は下記のとおりとする。

記

1 行政の総合調整機能及び行政組織

(1) 行政の総合調整機能

ア 内閣の総合調整機能

(ア) 内閣レベルにおける総合調整機能を強化するため、内閣官房の組織を再編成することとし、内政調整室(仮称)、外政調整室(仮称)、安全保障室(仮称)、情報調査室(仮称)及び内閣広報官(仮称)を設置する。これに伴い、内閣審議室、内閣調査室、内閣広報室及び国防会議事務局を廃止するとともに、内閣広報官室(仮称)を設置する。

なお、この再編成については、次の安全保障会議(仮称)の設置のための

法律の施行に併せて実施する。

(イ) 国防会議の任務を継承するとともに、国家の安全にかかわる重大事に発展するおそれのある重大緊急事態への対処体制の整備等を図るため、内閣に安全保障会議(仮称)を設置することとし、所要の法律案を今国会に提出する。

(ウ) 緊急事態への対処の観点を含め、内閣官房と各省庁との間の情報連絡の円滑化に資するための情報ネットワークについては、内閣官房を中心として、その整備を図るため、所要の検討、調整を進める。

また、行政データベースの形成及び全国的な行政データ伝送網の整備については、当面、「行政情報システム各省庁連絡会議」の専門部会等の場を活用しつつ、所要の検討、調整を進める。

(エ) 官邸の近代化については、内閣官房において引き続き検討を進めつつ、計画的に推進する。

イ 科学技術行政

(ア) 科学技術行政の総合調整機能の整序、活性化を図る等のための科学技術庁の内部部局を再編成することとし、科学技術政策局、科学技術振興局及び研究

- 開発局を設置する。これに伴い、計画局、研究調整局及び振興局を廃止する。
- (イ) 科学技術政策上の重点分野、科学技術に対する社会的・経済的ニーズ、研究開発の動向等を踏まえ、国立試験研究機関の中長期的な在り方については、科学技術会議において審議を進める一方、引き続き国立試験研究機関の研究活動の活性化及び重点化を図る。
- (ウ) 産学官及び外国との研究交流を促進するため、法制上の整備を行うこととし、所要の法律案を今国会に提出する。
- なお、既存制度及びその運用により対処すべき事項については、科学技術庁及び各省庁間において所要の検討、調整を進め、基本的な対処方針を閣議決定する。
- (2) 附属機関等及び地方支分部局
- ア 総務庁
- 行政監察事務所について、引き続き事務の整理合理化を図るとともに、定員については、昭和61年度に21人を減ずる。
- イ 北海道開発庁
- 北海道開発局の支所・出張所等について、事業量の変動等を踏まえ、昭和61年度において3箇所を整理統合する。
- ウ 法務省
- (ア) 少年院のうち業務を停止しているものについて、昭和61年度において1箇所を廃止する。
- (イ) 公安調査事務所について、引き続き事務の整理合理化を図るとともに、定員については、昭和61年度に公安調査局及び公安調査事務所を通じて40人を減ずる。
- (ウ) 法務局及び地方法務局の支所・出張所について、昭和61年度において51箇所を整理統合する。
- (エ) 地方入国管理局の出張所について、昭和61年度において1箇所を整理統合する。
- エ 大蔵省
- (ア) 財務局の設置数については、臨時行政調査会答申後における状況の変化等にかんがみ、当分の間、現状のままとするが、行政機構の簡素合理化の観点から昭和61年度において北陸財務局の内部組織の縮小合理化、要員の縮減等を行う。
- (イ) 財務事務所について、引き続き事務の整理合理化を図るとともに、定員については、昭和61年度に76人を減ずる。
- (ウ) 税関の監視署について、昭和61年度において1箇所を整理統合する。
- オ 文部省
- (ア) 緯度観測所の在り方については、昭和60年7月10日付け測地学審議会部会報告の趣旨に沿って引き続き検討を行い、速やかに具体的結論を得る。
- (イ) 国立社会教育研修所については、その業務を特殊法人国立教育会館において行うものとし、昭和61年7月を目途に廃止する。
- (ウ) 国立大学について、昭和61年度に10大学において1学部及び30学科の転換・再編成を行うとともに、1大学において事務機構の一元化を行う。
- カ 厚生省
- 精神及び神経疾患等の診断・治療及び

研究体制の一体化，総合化を図るため，国立精神衛生研究所，国立武蔵療養所を再編成し，国立精神・神経センター（仮称）を設置する。

キ 農林水産省

（ア）野菜試験場と茶業試験場とを昭和61年度に統合し，野菜・茶業試験場とする。これに伴い，内部組織の整理合理化を行うとともに，定員16人を減ずる。その他の試験研究機関については，昭和61年度において草地試験場等の内部組織の再編成を行うとともに，既定方針に沿って引き続き合理化を進める。

また，品種の育成の振興，優良種苗の確保等種苗関連業務の円滑な推進を図るため，既存組織を再編成し種苗管理センターを設置する。これに伴い，同センターの内部組織となる馬鈴しょ原原種農場，茶原種農場及びさとうきび原原種農場については，計画的に組織・定員の再合理化を進める。

（イ）農林規格検査所生糸検査部の定員について，既定計画による合理化を昭和63年度以前にできるだけ早期に達成すべく，引き続きその推進を図ることとし，昭和61年度においては32人を減ずる。

（ウ）統計情報事務所等の出張所について，昭和61年度において12箇所を整理統合するとともに，統計情報関係の定員については，昭和61年度に268人を減ずる。

（エ）地方農政局の工事事務所等について，事業量の変動等を踏まえ，昭和61年度において5箇所を整理統合する。

（オ）食糧事務所の支所について，昭和61年度において10箇所を整理統合するとともに，食糧事務所の定員については，昭和61年度に768人を減ずる。

ク 通商産業省

工業技術院の試験研究所の在り方については，既定の方針に沿って検討を進めることとし，地域別工業試験所については，昭和61年度において内部組織の整理合理化を行うとともに，定員11人を減ずる。

ケ 運輸省

（ア）地方運輸局の設置数については，臨時行政調査会答申後における状況の変化等にかんがみ，当分の間，現状のままとするが，行政機構の簡素合理化の観点から昭和61年度において新潟運輸局の内部組織の縮小合理化，要員の縮減等を行う。

（イ）海員学校について，合理的な規模及び教育内容に整理再編することとし，昭和62年度に廃止を予定する2校については，昭和61年度の生徒募集を停止する。

（ウ）港湾建設局の工事事務所等について，事業量の変動等を踏まえ，昭和61年度において1箇所を整理統合する。

（エ）その他の地方支分部局の支所・出張所等について，昭和61年度において5箇所を整理統合する。

コ 郵政省

（ア）地方電気通信監理局の設置数については，臨時行政調査会答申後における状況の変化等にかんがみ，当分の間，現状のままとするが，行政機構の簡素

合理化の観点から昭和61年度において信越電気通信監理局及び北陸電気通信監理局の内部組織の縮小合理化，要員の縮減等を行う。

- (イ) 地方郵政監察局地区郵政監察室について，引き続き事務の整理合理化を図るとともに，定員については，昭和61年度に27人を減ずる。

サ 労働省

- (ア) 公共企業体等労働委員会沖縄地方調停委員会について，沖縄における労使関係の実情に配慮した所要の措置を講じ，昭和61年度までに同九州地方調停委員会に統合する。

- (イ) 労働基準監督署について，昭和61年度において3箇所を整理統合する。

- (ウ) 公共職業安定所及び出張所等について，昭和61年度において15箇所を整理統合する。

シ 建設省

地方建設局の工事事務所等について，事業量の変動等を踏まえ，昭和61年度において15箇所を整理統合する。

(3) 現業等

ア 郵政事業

- (ア) 郵政事業については，昭和61年3月までに鉄道郵便局本局5箇所，同分局3箇所を廃止するとともに，昭和61年度においては，郵便輸送システムを鉄道輸送中心から自動車輸送中心に全面的に切り換えることを検討する。

また，引き続き機械化による局内作業の省力化・自動化，局内作業，集配作業等についての業務委託の拡大及び

電報等の受託業務の合理化等を推進する。

なお，小包郵便業務については，需要の動向を踏まえ業務の効率化を図るなど一層の経営努力を行う。

- (イ) 為替貯金事業及び簡易生命保険事業については，引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化，効率化を図る。

- (ウ) 逓信病院について，昭和61年度において1箇所を整理するとともに，診療科の削減，定員の縮減等の合理化を進めるほか，診療所についても，昭和61年度において相当数を整理統合する。

- (エ) 事業運営の合理化，効率化に併せて，計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし，昭和61年度においては，1,266人を減ずる。

イ 国有林野事業

国有林野事業については，昭和68年度までに経営の健全性を確立するために必要な条件の整備を図るため，次のとおり事業運営の改善合理化並びに組織及び要員の合理化を図る。

- (ア) 事業運営の改善合理化を強力に推進するため，引き続き素材生産における労働生産性の確保等作業能率の向上に努めるとともに，事務の簡素化，機械化を図る。

- (イ) 営林署に置かれる事業所及び担当区事務所の国有林野管理及び事業実行の組織については，事業量，企業的能率性，交通事情等を勘案して，所要の統合整備を行う。

また，引き続き営林病院の要員の縮

減等の合理化を行うとともに、診療所の整理統合を進める。

(ウ) 国有林野事業の要員については、既定の方針に沿って引き続き、激しい要員管理を行うこととし、昭和61年度においては、1,301人の定員縮減を行うとともに、基幹作業職員等については、新規採用を原則として停止することにより、大幅な縮減を図る。

ウ 国立病院・療養所

(ア) 国立病院・療養所については、今後おおむね10年を目途に相当数を整理合理化することとし、昭和61年度においては8箇所を整理統合する計画に着手する。

また、他の経営主体への経営委譲等を促進する条件整備を行うため、法的措置等の所要の措置を進める。

(イ) 国立医療機関として維持されるべき国立病院・療養所については、各施設の機能の明確化、施設相互間の連携の強化等を図るとともに、その機能をより適切に発揮されるための整備に努める。

また、共通管理的業務の民間委託の促進、病床利用率の低い病床の廃止、転換等により経営の合理化、効率化を進める。

(4) その他

ア 課等の整理再編

各省庁内部部局(委員会事務局を含む。)課等の組織について、昭和61年度においては30を整理再編(うち削減14)する(これにより、昭和59年度以降、

課等160を整理再編することとなる。)。

イ 組織及び事務・事業の見直し

附属機関等の組織及び事務・事業については、昭和61年度において新たに14省庁28機関について見直しを実施する。

2 公社、特殊法人等

(1) 日本国有鉄道

日本国有鉄道については、昭和62年4月1日に新経営形態へ移行するため、昭和60年10月11日付け閣議決定「国鉄改革のための基本の方針について」、昭和60年12月13日付け閣議決定「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針について」等に基づき、所要の法律案を今国会に提出する。

また、国鉄の抜本的改革の円滑な実施に資するため、余剰人員対策の一環としての希望退職促進のほか、長期債務の処理について所要の措置を講ずるとともに経営の一層の合理化を推進するため、当面の緊急対策として、引き続き要員の合理化、職場規律の確立、設備投資の抑制、特定地方交通線の整理の促進、経営費の節減、積極的な増収施策の展開等所要の施策の推進を図る。

(2) その他の特殊法人等

ア 特殊法人の統廃合等

(ア) 特殊法人たる東北開発株式会社を昭和61年度において廃止し、民営移行することとし、所要の法律案を今国会に提出する。

(イ) 昭和61年度において、認可法人生物系特定産業技術研究推進機構(仮称)を設立する。この設立は、特殊法人農業機械化研究所を廃止し、認可法人に

改組することにより行う。このため、
所要の法律案を今国会に提出する。

(ウ) 農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の3法人については、各法人の組織の基盤、出資の形態を踏まえ、昭和62年度において統合を図ることとし、昭和61年度においては、所要の法律案を次期通常国会に提出するための準備を進める。

(エ) 特定産業信用基金については、民間の創意、資金等の活用により新たな産業基盤施設の整備を図るため、同基金の組織、資金の活用を図ることとし、産業基盤信用基金（仮称）に改組する。併せて、臨時的な業務として、外航船舶の解撤促進に関する業務を付加する。このため、所要の法律案を今国会に提出する。

(オ) 日本航空株式会社の民营移行については、臨時行政改革推進議会及び運輸政策審議会の審議を踏まえ、適切に対処することとする。

イ 特殊法人等の民間法人化

農林中央金庫、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会について、民間法人化することとし、所要の法律案を今国会に提出する。

ウ 特殊法人等の事業の縮小等

特殊法人等について、別紙1のとおり、事業の縮小、重点化等を図る。

エ その他

上記のほか、特殊法人等の改革方策については、現在審議を進めている臨時行政改革推進審議会からの意見の提出をまわって、政府として具体的方針を決定し、その推進を図るものとする。

3 公務員

(1) 昭和61年度の国家公務員の定員管理

昭和61年度の国家公務員の定員管理については、第6次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することとし、これにより、4,528人（非現業1,894人、現業2,634人）の縮減措置を講ずる。

(2) 省庁間配置転換の推進

政府部内における定員管理の円滑、適切な運営に資するため、引き続き省庁間配置転換の推進に努める。

(3) 人事管理

全政府的観点に立脚した人事政策を一層推進するため、各省庁職員の合同研修の充実・整備、人事交流の積極的推進等を図るとともに、長期的展望をも踏まえ、人事管理諸政策の検討、改善を進める。

4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目

途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

ウ 臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」（以下「行革審答申」という。）において指摘された規制緩和関係事項については、昭和60年9月24日付け閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」に基づき、逐次実施するとともに、臨時行政調査会答申指摘事項で未措置となっている事項についても、引き続き改善のための必要な条件整備を図る等により、逐次所要の措置を講ずる。

エ なお、保安四法に係る臨時行政調査会答申の未措置事項については、上記ウにより推進するほか、共管競合事項等については別紙2の方針に沿って改善のための措置を講ずるものとする。

(2) 行政情報システム等

ア 行政情報システムの整備

行政情報システムについては、最近における情報化の進展、情報処理・通信技術の発達に即応し、引き続き、行政データの総合利用の推進、行政情報通信網の整備・高度化の推進、OA等事務処理の近代化の推進、行政情報システムの安全性の確保方策に重点を置いて検討を行い、逐次具体化を図る。

また、行政情報システム要員の資質向

上等を図るため、要員研修の充実を図る。

イ 行政情報の保護

行政期間の保有する個人データの保護については、法的措置を含め制度的方策に関する具体的検討を引き続き行い、速やかに政府としての方針を取りまとめるよう努める。

なお、民間企業等の保有する個人データの保護についても、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める。

ウ 行政情報の公開

行政情報の公開については、基礎的条件としての文書管理の適正化を図るため、文書管理の在り方についての全般的見直しを行うとともに、閲覧窓口の整備、閲覧目録の充実等文書閲覧窓口制度の整備・充実、各種情報提供措置の充実等行政運営上の改善に関する具体的方策を一層推進する。また、制度化の問題についても、引き続き関連する諸制度、諸外国の制度運用の調査研究等を進める。

(3) 行政手続制度

行政手続法制の統一的な整備に関する諸問題について、既定の方針に沿って引き続き専門的な調査、検討を進める。

(4) オンブズマン等行政監視・救済制度

オンブズマン等行政監視・救済制度については、引き続き、各省庁の苦情相談制度の運用に当たって相互間の連携強化、民意の反映等を図るなど、既存諸機能の活性化を推進するとともに、我が国の実情に適合したその在り方について、行政苦情の事例、行

政監視・救済に係る既存諸機能等を踏まえつつ結論を得るべく具体的な検討を進める。

5 国と地方

(1) 国と地方の機能分担の適正化

国、地方間の事務の再配分については、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨に沿って、引き続きその推進を図るとともに、当面、次の措置を講ずるものとする。

ア 機関委任事務については、行革審答申の趣旨に沿って整理合理化することとし、所要の法律案を今国会に提出する等、別紙3のとおり措置する。

イ 国・地方を通ずる許認可権限等については、行革審答申の趣旨に沿って整理合理化することとし、所要の法律案を今国会に提出する等、別紙3のとおり措置する。

ウ 機関委任事務に係る地方議会及び監査委員の関与並びに職務執行命令訴訟制度の見直しについては、昭和60年9月24日付けの閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」に沿って、引き続き鋭意調整を進め、所要の法律案を今国会に提出する。

(2) 地方行政の減量化、効率化

ア 昭和60年1月22日付け閣議報告「地方

公共団体における行政改革推進の方針

(地方行革大綱)について」に沿って、地方公共団体に対し、引き続き事務、事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与及び定員管理の適正化、公共施設の設置及び管理運営の合理化等による減量化、効率化を積極的に推進するように求める。

イ 国においては、地方公共団体における行政改革の円滑な推進を図る観点から、地方公共団体の定員の増加をもたらすような施策を厳に抑制し、職員配置に関する規制、関与等について見直しを行うとともに、事務・事業の民間委託の一層の推進を図られるよう関係法令、通達の見直しを行うなど、所要の措置を講ずる。

6 その他

(1) 国有地への土地信託制度の導入については、所要の法律案を今国会に提出すべく準備を進める。

(2) その他、臨時行政調査会の答申並びに臨時行政改革推進審議会の答申及び意見において提起され、今後において改革の推進を要する諸問題については、引き続き、行政制度面、行政運営面等にわたり、所要の施策の検討、具体化に努めるものとする。

別紙 1

特殊法人等の事業の縮小等

1 北海道東北開発公庫

昭和61年度においても、引き続き、融資事

業について融資対象分野の選別重点化を図り、財政投融资資金への依存度を引き下げる。

2 海外経済協力基金

事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、政府の借款供与意思決定等に当たり、海外経済協力基金の専門的能力を引き続き活用することとし、このため同基金ミッションの積極的派遣及び簡素化がなされた借款供与手続等の活用により、同基金の自主的裁量の範囲の拡大を図る。

また、引き続き国際協力事業団との連携を強化する。

3 国民生活センター

地方公共団体等のネットワークの中核として機能に鈍化することとし、昭和61年度においては、部屋の統合等組織の整理縮小を行う。

4 理化学研究所

研究開発活動等についての定期的評価の実施、国の施策に即応した研究開発活動の重点化、他の研究機関との連携強化及び流動研究方式の活用を引き続き推進することにより、組織、運営の改善を図る。

5 日本科学技術情報センター

情報提供事業については、引き続き各種業務の民間委託、機械化等による業務の効率化及び低コスト化を図るとともに、収入の増大及び国庫負担の軽減を図る。

また、同センターが現在果たしている役割を踏まえつつ、他の科学技術情報関係機関との相互の連携を図ることとする。

6 公害防止事業団

建設譲渡業務については、環境行政上緊急

性が高く、かつ大規模な事業に重点化する等、業務内容の転換を行う。

融資業務についても、引き続き、地方公共団体等との役割分担の実態を勘案し、環境行政上重要度が高く、かつ大規模な事業等に重点化する。

かかる観点から、臨時行政調査会の答申を踏まえつつ、業務の在り方について総合的な検討を進め、速やかにその結論を得る。

7 地域振興整備公団

昭和61年度においては、地方都市開発整備等業務及び中核的工業団地造成事業の新規地点の採択は、地方公共団体では実施できず、かつ緊急性の高いものに限定することとし、また、両業務について、引き続き縁故債を発行し、民間資金の活用を図るとともに、新規予算採択事業について、地元地方公共団体による適切な負担の導入を図る。

また、産炭地域振興業務については、地域指定解除の基準に達した地域の指定を早急に解除するとともに、その実施体制の適正化を図ることとし、いわき産炭地域経済生活圏については、昭和62年4月1日をもって地域指定を解除するための手続を進める。

8 国際協力事業団

海外移住事業について、昭和61年度においても、内外の移住環境の変化に対応して引き続き整理合理化を行い、定員を縮減する。

経済協力事業については、在外公館を含む全体としての効率的な推進に関する観点から、在外事務所の在り方等について検討を行うとともに、引き続き海外経済協力基金との連携を強化する。

9 国民金融公庫

近年における貸付実績等を勘案しつつ事業計画規模の適正化を図る。

また、引き続き収支相償を基本とした貸出利率の設定等に努めるとともに、収支改善を進める。

10 日本開発銀行

昭和61年度において、引き続き、地方開発融資等を中心として、融資規模の適正化、融資比率の引き下げ及び融資分野の選別重点化を図る。

11 日本輸出入銀行

昭和61年度において、近年における貸付実績等を勘案しつつ引き続き貸付規模の見直しを行い、国による出資は行わない。

12 日木万国博覧会記念協会

公園事業について、引き続き利用の増進及び経営の効率化に努めるとともに、協会組織の整理縮小を図る。

13 日本体育・学校健康センター

昭和61年3月に、国立競技場と日本学校健康会とを統合し、日本体育・学校健康センターを設立する。

統合後においても、施設の利活用の増進、施設管理の民間委託の推進、定員の縮減等を行い、経営の効率化を一層進める。

また、学校給食用の物資については、昭和61年度に3物資を廃止する。

14 国立教育会館

昭和61年7月を目途に、国立教育会館に文部省の所轄機関である国立社会教育研修所の業務を移管することとし、事業の活性化を図る。これに伴い、国立社会教育研修所を廃止する。

また、引き続き、業務の民間委託等を行い、定員の縮減を図るとともに施設の利用率の適正化及び利活用の増進等による収入の増加を図り、経営の効率化を一層強める。

15 国立劇場

昭和61年度においても、施設の利活用の増進、施設管理の民間委託等により、経営の効率化を引き続き推進するとともに、事業活動について、さらにアンケート調査の内容の充実等を行い、公演に国民の意向を反映させ、運営の活性化等一層の改善に努める。

16 日末私学振興財団

融資業務については、引き続き、施設の移転費等緊急度の高いものから貸し付ける等貸付対象の一層の重点化を図るとともに、国からの新たな出資は抑制する。

また、私立大学等経常費補助金の交付事務について、既に実施した審査基準の明確化、補助金計算事務の電算化等を踏まえ、昭和61年度においても、業務の一層の合理化、適正化を推進する。

17 放送大学学園

昭和61年度においても、引き続き、既定の整備計画を見直し、効率的な組織編成、定員配置等を行うとともに、放送教育開発セン

ターとの連携を推進する等効率的運営により、極力、経費の節減を図る。

18 環境衛生金融公庫

昭和61年度においては、貸付計画額の減額及び一般会計からの補給金の抑制を図るとともに、環境衛生関係営業の振興のための融資内容の充実に配慮しつつ、業務の効率化を図る。

19 年金福祉事業団

大規模年金保養基地については、既定の方針に沿って、建設中の基地以外の新設は行わず、昭和61年度に開設する施設についても、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。

20 農用地開発公団

昭和61年度においても、引き続き広域農業開発事業及び畜産基地建設事業について、新規採択地区を公団事業により実施することが不可欠なものに限定することにより事業量の縮減を図る。また、新規の入植を最小限に抑制するとともに、施設建設の低コスト化等を進め、助成内容の合理化を図る。

21 森林開発公団

水源林造成事業について、保育方法の見直しを行い、事業量の抑制を図るとともに、事態の推移に応じ分収割合の見直しを行う。また、下流域における応分の受益物負担について、引き続き導入のための条件整備を進める。

大規模林業圏開発林道については、昭和60年度までに行った計画延長の短縮及び幅員のための見直し結果に基づいて事業を実施する

とともに、新規着工の抑制を行うことにより、事業効果の早期発現を図る。

22 畜産振興事業団

牛肉の行政価格の決定に当たっては、速やかにEC諸国並みの価格水準を達成することを目標とする。また、既定方針に基づく輸入牛内の枠の拡大を踏まえ、引き続き、牛肉価格の安定に努めるとともに、輸入牛肉の売買差益金の運用に当たっては、消費者対策を含む流通対策の充実に努める。

23 蚕糸砂糖類価格安定事業団

繭糸価格安定制度については、昭和60年度に行った抜本的制度改正を踏まえ、昭和61年度においても、需給事情等に即して適正に行政価格を決定するとともに、在庫生糸を計画的に処理する。

糖価安定制度については、行政価格を、産地の実情、需給動向を踏まえつつ適正に決定する。また、昭和61年度においても、引き続き、事業団交付金を縮減する。

24 野菜供給安定基金

指定野菜等価格安定対策事業については、価格補てん制度が有効に機能するよう指定産地の見直し、対象出荷期間の改定及び出荷者の加入率の向上に努める。また、昭和61年度においても、引き続き、補助率の見直し等制度の改善合理化を図り、国庫助成を縮減する。

25 農林漁業金融公庫

昭和61年度においては、融資の重点化による貸付計画枠の圧縮、滞貸償却引当金の繰入率の引下げ等により、補給金を抑制する。

26 石油公団

石油開発については、引き続き、施策目的と産業の実態を踏まえつつ、対象事業の厳格な選定、民間による一貫した管理責任体制の確立等による開発体制の効率化等を通じ、事業の効率的な実施及び賃金の効率的運用を図る。

27 金属鉱業事業団

受益者負担制度の的確な運用を行い、事業の効率的な実施に努める。

28 中小企業金融公庫

近年における貸付実績等を勘案しつつ事業計画規模の適正化を図る。

また、引き続き収支相償を基本とした貸出利率の設定等に努めるとともに、収支改善を進める。

29 中小企業事業団

高度化融資については、事業の一層の重点化、効率化を図るとともに、国による新たな出資を減少させる。

30 中小企業信用保険公庫

昭和61年度においても、各信用保証協会における回収促進、保証の適正化等の保険収支改善等を実施し、財政負担の軽減を図るとともに、機械化による業務の合理化を推進する。

31 電源開発株式会社

機能の活性化を図るため、株式の政府保有割合を順次低減させる方向で所要の進めるとともに、利益配当を実施すべく経営体

質、収益力の強化に努め、併せて国による規制の簡素化、合理化のための所要の法律案を今国会に提出する。

32 新エネルギー総合開発機構

代替エネルギー技術開発業務については、長期的なエネルギーの需給の見通し及び技術開発の進展を踏まえ、引き続き、厳格な技術的、経済的評価を加え、重点的、効率的に推進する。

また、石炭鉱業合理化業務については、引き続き貸付対象の重点化に努める等事業の効率的な実施を推進する。

33 船舶整備公団

内航海運の一層の近代化及び体質強化を図る観点から、これまでに講じた事業対象の選別重点化、共有割合の見直し措置を的確に運用するとともに、引き続き施策目的と資金需要の動向を踏まえつつ事業の効率的実施を推進する。

34 簡易保険郵便年金福祉事業団

原則として会館、宿泊施設等の新設は行わないこととするとともに、各種業務の民間委託、事務の総合機械化を推進する等経営の一層の合理化を図る。

35 雇用促進事業団

雇用失業情勢の推移を勘案しつつ、広範な業務範囲を見直すとともに、事業の選別重点化及び効率的な業務処理を図るための整理再編計画を昭和61年度中に策定し、逐次、組織及び要員の整理合理化を推進する。

また、引き続き、原則として会館、宿泊施

設等の新設は行わないこととするとともに、移転就職者用宿舍の新設についても、真に必要なものに限定し、抑制する。

36 日本道路公団

内部補助については、昭和60年4月の道路審議会の答申の趣旨に沿い適切に対処することとし、昭和61年度においても、比較的交通量の少ない路線について暫定施工を行う等引き続き計画的・効率的に事業を実施し、建設費の節減を図る。

37 住宅・都市整備公団

分譲住宅については、新市街地の開発及び都市再開発に直接関連するもの等、民間では十分な対応が期待できない計画的な街づくりと密接な関連を有するものの建設を原則とし、賃貸住宅については、管理の適正を期するとともに、既存住宅の建替えを実施する。

分譲住宅及び賃貸住宅の新設については、引き続き、事業地域を京浜、京阪神、中京及び北九州・福岡圏とし、このうち二大都市圏

に重点を置くものとする。

また、昭和61年度においても、今後の事業の方向も踏まえた要員の合理化措置を講ずる。

38 公営企業金融公庫

臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備の3事業への貸付けについて、昭和61年度においても、資金状況等を勘案して引き続き貸付計画規模を抑制するとともに、貸付対象団体について資金調達力を勘案し重点化を行う。

39 公営競技関係5法人

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び日本船舶振興会については、予算・決算管理及び監査事務の的確な執行を図るとともに、公営競技問題懇談会の報告に基づく、交付金の適正・効率的な使用、交付金の配分の公正確保に係る措置を、昭和61年度においても引き続き着実に実施する。

別紙 2

保安四法共管競合事項等改善措置

1 設置・変更許可申請（届出）の重複申請の調整等

石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域内において高圧ガス取締法、労働安全衛生法及び消防法のいわゆる保安三法（以下「三法」という。）の適用を受ける石油化学

プラント等の設置・変更許可申請（届出）については、重複申請（届出）の調整を行い、申請（届出）事務の合理化、効率化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

（1）三法又は三法のうちいずれか二法に基づく許可（届出）を必要とする場合において、関係許可（届出）行政庁間で合意を得て、許可申請（届出）窓口を一本化することが

できることとする。

- (2) 各法において設置・変更の態様等に応じて許可申請（届出）を要しないこととしている範囲について、その一層の明確化を図るとともに、保安体制の確立を図りつつ、各法の規制目的の相互関連に留意しながらその拡大を図ることとし、これらの措置により重複申請（届出）の削減を図る。
- (3) (2)の措置が、許可（届出）行政庁において申請（届出）者の負担を軽減する見地から実効的に運用されることを確保するため、三法の適用を受ける石油化学プラント等の設置・変更許可申請（届出）がなされる場合において、必要に応じ、事前に関係許可（届出）行政庁間で協議を行う。
- (4) 申請（届出）者の負担を軽減する見地から、各法に基づく申請（届出）様式及び申請（届出）時における添付書類の種類等を見直し、その簡素合理化、統一化を図る。
- (5) 申請（届出）事務が許可（届出）行政庁において申請（届出）者の負担を軽減する見地に立って運用されることを確保するため、必要に応じ、許可（届出）行政庁に対する指導マニュアルを作成するとともに、申請（届出）に係る事前相談の活用、標準的事務処理期間の設定等による審査事務等の迅速化等の措置を講ずる。

2 完成検査の重複調整等

三法の適用を受ける石油化学プラント等の完成検査については、重複検査の調整を行い、検査業務の合理化、効率化を図るため、次により一法に基づく検査結果を他法による検査に当たっても活用して、重複検査を実質的に排除するよう運用する。

- (1) 廃熱ボイラーについては、取扱い上において複数の検査がなされないようにすることとする。
- (2) 石油化学プラント等を構成する機器等であって高圧ガス取締法と消防法の適用を受けるものは、高圧ガス設備及びこれに準ずると認める設備に該当するものの高圧ガス取締法上の検査結果を消防法上の検査に活用するとともに、消防法上要請される防災対策に関する事項については、消防機関の検査を受けるものとする。
- (3) 石油化学プラント等で労働安全衛生法と消防法の適用があるボイラー及び第一種圧力容器のうち、本体構造については、労働安全衛生法の検査結果を活用することとし、建築物、配管等については、消防法の検査結果を活用することとする。

3 技術基準の整合性の確保

三法で個別に定めている技術基準については、今後ともJIS等の積極的採用を図るとともに、最新のJIS等に即応させる等により同一機器等に対する基準の整合性を図る。

4 指定検査機関等の相互乗入れ等

三法に係る完成検査前検査及び定期検査については、指定検査機関等への委譲・委託の拡大を図るとともに、検査機関等の相互乗入れの促進を図るため、指定検査機関等の行うことができる検査を一法の検査に限らず、他方の検査もあわせて行うことができるよう当面その条件整備に努める。

5 石油コンビナート等災害防止法
に基づく新設等の届出及び確認
に係る事務の簡素・合理化

石油コンビナート等災害防止法に基づく新設等の届出及び確認に係る事務については、当面、審査期間の短縮等簡素・合理化を図る。

別紙 3

機関委任事務及び国・地方を通ずる
許認可権限等の整理合理化

1 機関委任事務

(1) 法律の改正により措置すべき事項

ア 次の事項については、所要の法律案を今国会に提出する。

(廃止)

満期釈放者等に対する更生保護のために要した費用を保護観察所の長が本人等から徴収する場合の市区町村長への囑託は、廃止する(更生緊急保護法)。

上級の免許状の授与を受けようとする私立学校の教員に対する都道府県知事の業務等に関する証明書発行は、当該学校長等が行うものとする(教育職員免許法)。

都道府県知事が行うこととされている乙種看護婦試験は、廃止する(保健婦助産婦看護婦法)。

調理師の免許資格取得のために都道府県知事が行う講習は廃止し調理師試験の事務は民間団体へ委譲する(調理師法)。

開拓営農振興臨時措置法は、廃止する(開拓営農振興臨時措置法)。

登録ホテル業を休止した場合の都道府県知事への届出は、廃止する(国際

観光ホテル整備法)。

都道府県知事が行う宅地建物取引主任者資格試験の事務は、民間団体に委譲することができるようにする(宅地建物取引業法)。

都道府県知事が行う路上駐車場設置計画の策定は、廃止する(駐車場法)。

行政書士会の会則の軽微な変更に係る都道府県知事の認可は、廃止する(行政書士法)。

(団体事務化)

市町村長に委任されている都道府県知事に対する災害の状況及びとられた措置の概要についての報告は、市町村の事務とする(災害対策基本法)。

都道府県知事に委任されている内閣総理大臣に対する災害の状況及びとられた措置の概要についての報告は、都道府県の事務とする(災害対策基本法)。

内閣総理大臣の作成する離島振興計画実施のための事業計画に係る都道府県知事の意見具申は、都道府県の事務とする(離島振興法)。

都道府県教育委員会に委任されている社会教育主事、社会教育主事補及び

公民館の職員の研修は，都道府県の事務とする（社会教育法）。

都道府県教育委員会に委任されている法人が設置する公民館に対する事業又は行為の停止命令は，都道府県の事務とする（社会教育法）。

市町村長に委任されている行旅病人の救護及び行旅死亡人の火葬等に関する事務は，市町村の事務とする（行旅死亡人及行旅死亡人取扱法）。

都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている身体障害者更生援護施設への入所措置等に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（身体障害者福祉法）。

都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている身体障害者に対する更生医療の給付等に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（身体障害者福祉法）。

都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている身体障害者に対する補装具の交付等に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（身体障害者福祉法）。

都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている老人ホームへの収容等に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（老人福祉法）。

都道府県知事及び政令指定都市の市長に委任されている身体に障害のある

児童に対する育成医療の給付等に関する事務は，都道府県及び政令指定都市の事務とする（児童福祉法）。

21 都道府県知事及び政令指定都市の市長に委任されている身体障害者手帳の交付を受けた児童に対する補装具の交付等に関する事務は，都道府県及び政令指定都市の事務とする（児童福祉法）。

22 都道府県知事及び政令指定都市の市長に委任されている骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対する療育の給付に関する事務は，都道府県及び政令指定都市の事務とする（児童福祉法）。

23 都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている助産施設への入所措置に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（児童福祉法）。

24 都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている母子寮への入所措置に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（児童福祉法）。

25 市町村長に委任されている保育所への入所措置に関する事務は，市町村の事務とする（児童福祉法）。

26 都道府県知事及び政令指定都市の市長に委任されている児童福祉施設への入所措置等に関する事務は，都道府県及び政令指定都市の事務とする（児童福祉法）。

27 都道府県知事又は市町村長に委任されている児童福祉施設への入所措置等

- に係る費用徴収等に関する事務は，都道府県又は，市町村の事務とする（児童福祉法）。
- 28 都道府県知事，市長及び福祉事務所を管理する町村長に委任されている精神薄弱者援護施設への入所措置等に関する事務は，都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村の事務とする（精神薄弱者福祉法）。
- 29 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に委任されている未熟児に対する養育医療の給付等に関する事務は，都道府県及び保健所を設置する市の事務とする（母子保健法）。
- 30 都道府県知事に委任されている牧野の害虫駆除の指示は，都道府県の事務とする（牧野法）。
- 31 都道府県知事に委任されている農村地域工業導入基本計画の作成は，都道府県の事務とする（農村地域工業導入促進法）。
- 32 都道府県知事に委任されている都道府県卸売市場整備計画の作成は，都道府県の事務とする（卸売市場法）。
- 33 都道府県知事に委任されている家畜商の講習会の開催は，都道府県の事務とする（家畜商法）。
- 34 商工会議所に対する警告その他の措置が講じられる場合の都道府県知事の意見具申は，都道府県の事務とする（商工会議所法）。
- 35 競輪場の設置，移転の際の都道府県知事の意見具申は，都道府県の事務とする（自転車競技法）。
- 36 小型自動車競走場の設帯，移転の際の都道府県知事の意見具申は，都道府県の事務とする（小型自動車競走法）。
- 37 都道府県知事に委任されている都道府県職業能力開発計画の策定は，都道府県の事務とする（職業能力開発促進法）。
- 38 都道府県知事に委任されている都道府県職業能力開発計画案施のために必要な関係事業主団体に対する勧告は，都道府県の事務とする（職業能力開発促進法）。
- （市町村委譲）
- 39 性病のまん延が著しい場合において都道府県知事が行う健康診断は，保健所設置前の市長に委譲する（性病予防法）。
- 40 伝染病予防措置に係る都道府県知事の権限のうち，遊泳の制限については，保健所設置市の市長に委譲する（伝染病予防法）。
- 41 衛生検査所に係る都道府県知事の報告の徴収及び立入検査は，保健所設置前の市長にも行わせることができるものとする（臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律）。
- 42 簡易専用水道に係る措置命令，給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査に関する都道府県知事の事務は，保健所設置市の市長に委譲する（水道法）。
- 43 都道府県知事が行う消防設備士の講習は，自治大臣が指定する市町村長その他の機関にも行わせることができるものとする（消防法）。
- （事務の整理合理化）

- 44 都道府県知事が電源開発調整審議会に出席して意見を述べる事務については，出席以外の方法によっても意見を述べるができるものとする（電源開発促進法）。
- 45 日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集に係る都道府県知事の許可は，厚生大臣への事前届出とする（日本赤十字社法）。
- （その他）
- 46 在宅の老人，身体障害者，心身障害児及び精神薄弱者に対するデイ・サービス及びショート・ステイに関する事務は，都道府県又は市町村の事務とする（老人福祉法，身体障害者福祉法，児童福祉法及び精神薄弱者福祉法）。
- イ その他
- 都道府県知事が行う農地被買収者等に対する給付金の支給を受ける権利の認定及び給付金の返還に関する事務は，交付国債の消滅時効の中断状況を踏まえ，廃止の方向で検討を進め，結論を得る（農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律）。
- 都道府県知事に委任されている公害審査委員候補者名簿の作成並びに公害に係る紛争に関する和解の仲介，調停及び仲裁に関する事務は，同名簿の作成による公害紛争処理方式の在り方の検討と併せて，都道府県の事務とする方向で速やかに結論を得るべく，諸般の準備を進める（公害紛争処理法）。
- 母子健康手帳の交付，妊産婦及び新生児の訪問指導，三歳児の健康診査等に関する都道府県知事又は保健所設置市の市長の事務は，市町村長に委譲する方向で速やかに結論を得るべく，検討を進める（母子保健法）。
- （2）昭和60年9月24日付け閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」に基づき政省令等の改正等により措置することとされた事項については，次のとおりとする。
- （団体事務化）
- 都道府県教育委員会及び都道府県知事に委任されている公立及び私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の学期の設定は，都道府県の事務とする。
- 都道府県知事に委任されている私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）が廃止された後の書類の保存は，都道府県の事務とする。
- （市町村委譲）
- 水質汚濁の防止に関する都道府県知事の事務を委任する市の長の範囲を拡大する。
- 都道府県知事が行う騒音の規制地域の指定及び規制の基準の設定に関する事務は，政令指定都市の市長へ委譲する。
- 都道府県知事が行う振動の規制地域の指定及び規制基準の設定に関する事務は，政令指定都市の市長へ委譲する。
- 公害防止統括者等の届出の受理等に関する都道府県知事の事務を委任する市の長の範囲を拡大する。
- 都道府県知事が行う優良住宅の認定について，当該事務を委任できる市町村長の範囲を建築基準法第2条第25号

に規定する特定行政庁から特定行政庁
その他所要の事務処理能力を備えてい
る市町村長に拡大するものとする。

(事務の整理合理化)

駐留軍等労務者に対する職業訓練の
実施事務に関して、都道府県知事が提
出する計画承認申請書及び実施結果報
告書については、副本を要しないもの
とする。

工場等制限区域において制限施設の
使用制限命令を行った場合及び国の制
限施設の新増設に係る国との協議が成
立した場合における府県知事等の行う
国土庁長官に対する報告は、廃止する。

信用組合の出張所の設置及び位置の
変更に係る都道府県知事の認可につい
ては、出張所であって無人又は携帯型
の設備に係る場合は、事前届出に改め
る。

農用地を一時他人に貸し付けても土
地改良事業への参加資格を失わない事
由のうち、農業委員会が都道府県知事
の承認を得て認める事由について、そ
の承認を廃止する。

土地改良事業の換地計画のうち、都
道府県知事に対する認可申請に当たり
集団換地実施書の提出を必要とするも
のについて、その提出を不要とする。

耕作の事業を行う者が土地又は立木
の所有者に対し使用収益権の設定の協
議を求めることを農業委員会が承認す
る場合における都道府県農業会議の意
見聴取は、廃止する。

都道府県知事が策定する農山漁村電
気導入計画について、工事別事業費に

係る計画書を省略する。

都道府県知事の作成するふ化業者の
登録簿の記載事項のうち、登録の有効
期限を省略する。

地域森林計画の対象民有林において
立木を伐採する場合等の都道府県知事
への届出書について、1通で足りるも
のとする。

保安林において許可を要しない立木
の伐採をした場合等の都道府県知事へ
の届出書について、1通で足りるもの
とする。

林業種苗の配布事業者が配布事業を
開始したときの都道府県知事への届出
事項のうち、配布事業に係る種苗の樹
種及び年間配布数量を省略する。

都道府県知事が水産資源の保護培養
のための保護水面の指定を農林水産大
臣に申請する際の添付書類及び図面に
ついては、1部で足りるものとする。

電気用品販売事業者に対する都道府
県知事の立入検査について、毎年度の
実施の目標とされている基準を緩和す
る。

21 商工組合等に対する立入検査に当た
る都道府県職員が携帯する証票につい
て、毎年更新することを要しないもの
とし、都道府県知事が有効期間を定め
ることができるものとする。

22 都道府県知事が行う小型船舶の船籍
票の交付、書換及び返還に関する事務
は、特定の市町村の長を経由して行う
ことができるものとする。

23 砂防行政監督令に基づき都道府県知
事が策定する国費負担に係る砂防工事

の年度実施計画は、廃止する。

24 二級河川の指定等の状況について都道府県知事が建設大臣に対して行う箇所別報告は、廃止する。

25 都道府県知事に対する建設業の許可申請に係る添付書類のうち、主要取引金融機関名を記載した書面については、許可更新申請の場合は、提出を要しないものとする。

26 市町村長が作成する保存樹及び保存樹林に関する台帳のうち、位置図の作成を省略する。

27 公営住宅の建設等に関する実地検査に当たる都道府県職員が携帯する証票について、毎年更新することを要しないものとし、都道府県知事が有効期間を定めることができるものとする。

28 道路管理者に軌道工事等を執行させる場合の建設大臣及び運輸大臣の認可申請に係る添付書類のうち、歳入出予算書については、提出を要しないものとする。

29 地方道路公社の監事が建設大臣に提出する意見に関する書類について、関係都道府県知事等を経由することを要しないものとし、当該監事が関係都道府県知事等に事後報告するものとする。

30 最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字による投票のための投票用紙の公印は、刷り込み式によることができるものとする。

31 衆議院議員選挙及び参議院議員選挙に用いる投票用紙は、片面印刷によることができるものとする。

2 国・地方を通ずる許認可権限等

(1) 法律改正により措置すべき次の事項については、所要の法律案を今国会に提出する。

(知事への委譲)

社会福祉法人については、その目的とする事業が二以上の都道府県にわたらないものは、原則として、設立の認可等の権限を知事に委譲する。(社会福祉事業法)。

更生医療機関の指定権限を知事に委譲する(国立医療機関は除く。)(身体障害者福祉法)。

育成医療機関の指定権限を知事に委譲する。(国立医療機関は除く。)(児童福祉法)。

輸出水産物製造事業場の登録等の権限を知事に委譲する(輸出水産物の振興に関する法律)。

都道府県の区域を地区とする農業協同組合及び農事組合法人の設立の認可等の権限を知事に委譲する(農業協同組合法)。

都道府県の区域を地区とする森林組合及び生産森林組合の設立の認可等の権限を知事に委譲する(森林組合法)。

都道府県の区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合の設立の認可等の権限を知事に委譲する(水産業協同組合法)。

都道府県の区域を地区とする農業協同組合が農業倉庫業者である場合には、その事業の認可等の権限を知事に委譲する(農業倉庫業法)。

開発して農地とすることが適当な土

地等として国が買収して売り渡した未墾地等の権利移動の許可の権限（2ヘクタールを超える転用目的の権利移動を除く。）を知事に委譲する（農地法）。

家畜市場等に対する報告徴収及び立入検査の権限を知事に一元化する（家畜取引法）。

一の都道府県の区域内にある前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する報告の徴収及び立入検査権限を知事に付与する（割賦販売法）

（2）昭和60年9月24日付け閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」に基づき政省令等の改正等により措置することとされた事項については、次のとおりとする。

（知事への委譲）

外務省関係の公益法人のうち、その目的とする事業が二以上の都道府県にわたらない国際交流（親善）関係公益法人の設立の許可等に関する権限を、原則として知事に委譲する。

一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫の定款変更の認可のうち、公告先、役員又は総代の任期及び通常総会又は通常総代会の招集時期の変更に係る権限を知事に委譲する。

医薬品等の製造及び輸入の承認等については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って、審査基準を設定すること等により、画一的処理が可能なものについて逐次知事に委譲する。

医薬品等の製造業及び輸入販売業の許可等については、国及び都道府県に

おける事務負担等に配慮しつつ、権限委譲の方法について検討を進め、合理的な委譲が可能なものを知事に委譲する。

調理師養成施設の各室の用途、面積等（定員変更を伴わないもの）の変更承認権限については、知事に委譲する。

調理師養成施設の収支予算等の報告及び入所者数の届出については、厚生大臣への届出を知事への届出に改める。

都道府県土地改良事業団体連合会に対する業務又は会計の状況の検査権限について、農業協同組合中央会等の例を勘案し、その一部を知事に委譲する。

開発して農地とすることが適当な土地等として国が買収した未墾地等を売り渡す場合における土地配分計画作成の権限（国が建設工事を行うもの等を除く。）を知事に委譲する。

飼料の検査のうち、規格適合表示の確認の権限を知事に委譲する。

商工会議所（日本商工会議所を除く。）については、特定商工業者該当基準の引上げ許可、法定台帳作成期間の延長許可及び特定商工業者の負担金の賦課の許可の権限を知事に委譲する。

計量器の検定、基準器の検査については、定期的に都道府県の意向等を調査し、高度な技術、特殊な検査設備を要するもの等を除き、逐次知事に委譲する。

電力供給業及びガス供給業に係る計量器使用事業場の指定権限を知事に委譲する。

都道府県中小企業団体中央会の指導員の資格承認権限（特認の場合を除く。）を知事に委譲する。

運輸省関係公益法人のうち、アクアポリス管理財団の設立の許可等に関する権限を知事に委譲する。

国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等に対する施設の管理方法の改善等に係る指示の権限並びに報告徴収及び立入検査の権限を知事にも付与する。

なお、登録審査事務の整理合理化を一層推進するため、地方運輸局長への権限の委任の促進又は民間団体等への委譲について検討を進め、昭和61年度を目途に所要の結論を得る。

公共下水道事業計画及びその変更に係る認可権限については、知事への委任の範囲を予定処理区域面積50ヘクタールから100ヘクタールに拡大する。

これに伴い、知事は、当該事業計画の認可等に当たり必要に応じ建設大臣の意見を求めることとするとともに、下水道事業に係る体制の整備に努める。

軌道法に係る許認可のうち、次の権限を地方運輸局長及び知事に委譲する。

- i) 軌道の線路又は工事方法書記載事項の変更（橋梁、隧道等の変更で重要なものを除く。）の認可及び軽微な変更の届出
- ii) 軌道敷地の道路敷地への充用の認可（道路管理者が建設大臣である場合を除く。）
- iii) 既認可車両及び日本国有鉄道所屬車両の購入認可

- iv) 車両設計の変更の認可
- v) 他の鉄道又は軌道の車両を運転する場合の認可

（国の出先機関への委任）

倉庫業の営業の許可等については、地方運輸局長への委任の範囲を現行の所管面積2万6,400平方メートルから5万2,800平方メートルに拡大する。

自動車分解整備事業者の検査主任者の選任届については、その受理権限を陸運支局長に委任する。

自動車分解整備事業者に対する改善命令権限については、地方運輸局長のほか、陸運支局長にも付与する。

- 21 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の免許の権限は、地方航空局長に委任する。
- 22 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の運賃・料金の設定・変更の認可の権限は、地方航空局長に委任する。
- 23 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の事業計画の変更の認可等の権限は、地方航空局長に委任する。

（その他事務の整理合理化等）

- 24 代用消毒薬の検定は、廃止する。
- 25 理容師養成施設の各教科課目ごとの総授業時間数の変更の届出は、廃止する。
- 26 美容師養成施設の各教科課目ごとの総授業時間数の変更の届出は、廃止する。
- 27 栄養士養成施設の卒業後の状況、前年度授業科目別単位数及び実習の実施

状況の届出は、廃止する。

28 製菓衛生師養成施設の教員の担当科目等の変更の届出は、廃止する。

29 軌道法に係る次の届出は、廃止する。

i) 認可を受けた設計と同一設計による車両の増加の届出

ii) 軌道係員規定となる職制の届出

30 採血業の許可に関し、採血車ごとに許可を与えている取扱いについては、血液センターごとに一括許可を与えることに改める。

31 地方ガス事業調整協議会の構成員（臨時委員）に都道府県の代表を参加させる。

32 工場立地に関する届出については、添付書類の簡素合理化を図る。

33 軌道法に係る次の許認可については、添付書類等の簡素合理化を図る。

i) 機関車、客車、貨車の車両設計認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理化を図る。

ii) 既認可車及び日本国有鉄道所属車両の購入認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理

化を図る。

iii) 車両設計の変更の認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理化を図る。

iv) 車両竣功届及び車両廃止届については、その都度の届出から半年に一度の一括届出に改める。

(3) その他

輸送監理関係事務については、地方公共団体の意向を適切に反映させるため、地方交通審議会に設置される都道府県部会を昭和60年度中に発足させるとともに、その運営の充実をはかる。

また、社会経済情勢の変化に即応した地域交通政策の適切な展開を図るため、上記に加えて、国と地方公共団体との間で過疎地域における交通の確保等について日常的な連携・協力を強化するとともに、これらの結果を踏まえ、知事への権限委譲の余地について検討を進め、所要の結論を得る。

さらに、運輸大臣及び地方運輸局長の許認可権限について、下部出先機関への委任を一層拡大する。